

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本国際交流センター(以下「センター」という。)が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(センターの責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧または謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(公告)

第4条 当センターは、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第11条第3項の方法によるものとする。

(情報公開の方法)

第5条 当センターは、前条に加え、この規程及び個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置きまたはインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(書類の備置き等)

第6条 当センターは、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 当センターは、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧場所は、事務局長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当センターの休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当センターの業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、当センターは正当な理由があるときは、閲覧などの日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 第6条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
 - (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記入し、申請された書類を閲覧に供する。
 - (3) 閲覧等の申請については、請求した者から実費を徴収する。
 - (4) 徴収する実費については、国の行政機関並びに独立行政法人等の手数料に準じる。
- (インターネットによる情報公開)

第 9 条 当センターは、第 6 条第 2 項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第 11 条 当センターの情報公開に関する事務の所管部署は事務局とする。

(内部通報制度に関する教育)

第 12 条 当センターは、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則 本規程は、令和 6 年 6 月 26 日より実施する。

別 表

保存 期間	文書の種類	インターネット 公開の有無
永久	定款、規程等	○
	評議員会議事録、理事会議事録	×
	計算書類等(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、事業報告書、監査報告書、付属明細書等)	監査報告書以外 3年分
10年	会計帳簿	×
5年	理事及び監事並びに評議員の名簿	最新版の名前所 属のみ
	理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類	×
	役員並びに評議員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	規程のみ
	事業計画書、収支予算書	×

公開情報閲覧申請書

(公財)日本国際交流センター

貴センターの公開情報書類につき閲覧致したく、申請させていただきます。

氏名	所属・連絡先
印	

閲覧希望日: _____

閲覧を希望する書類(☑及び必要年度を記載してください)

文書の種類	閲覧希望☑
定款、規程等	
評議員会議事録、理事会議事録	
計算書類等(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、事業報告書、監査報告書、付属明細書等)	
会計帳簿	
理事及び監事並びに評議員の名簿	
理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類	
役員並びに評議員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	
事業計画書、収支予算書	

以 上